

3 吹水工第 173 号
令和 3 年 8 月 2 日
(2021 年)

指定給水装置工事事業者 各位

吹田市水道事業管理者

給水装置工事における地下埋設物との離隔について（通知）

日頃から、水道事業に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、本市では、給水管の漏水により「サンドエロージョン現象」が発生し、離隔が取れていないガス管に穴をあけ、その穴から水道水がガス管内に流入することで、広域に多大な被害が発生する事故が続いています。

指定給水装置工事事業者様におかれましては、給水装置工事に先立ち、事前に地下埋設物の調査や、他企業への施工通知を提出する等により協議をしていただき、現地状況の把握に努めていただいていることと存じます。

給水装置工事の施工に際して、特にガス管との離隔等については、冒頭で述べたような事故を防ぐため、協議で指示された内容どおりの施工をお願いいたします。万が一、施工中に協議内容どおりの離隔が取れないことが判明した場合には、給水管に必ず耐摩板（ブタジエン製ゴムシート・ゴム板）等を設置し、損傷の防止を行ってください。

（施工方法はサンドエロージョン対策施工要領による）

なお、緊急的な施工でどうしても耐摩板の用意が出来ない場合は、水道部にて耐摩板、防食テープ、土嚢袋を用意しますので、御連絡ください。

また、その他の地下埋設物につきましても、施工に際しては十分注意し、協議等において指示された内容を厳守して施工するようお願いいたします。協議内容と異なる施工により被害が発生した場合には、責任を問われることがあります。

吹田市水道部工務室
給水相談グループ
TEL 06-6384-1371